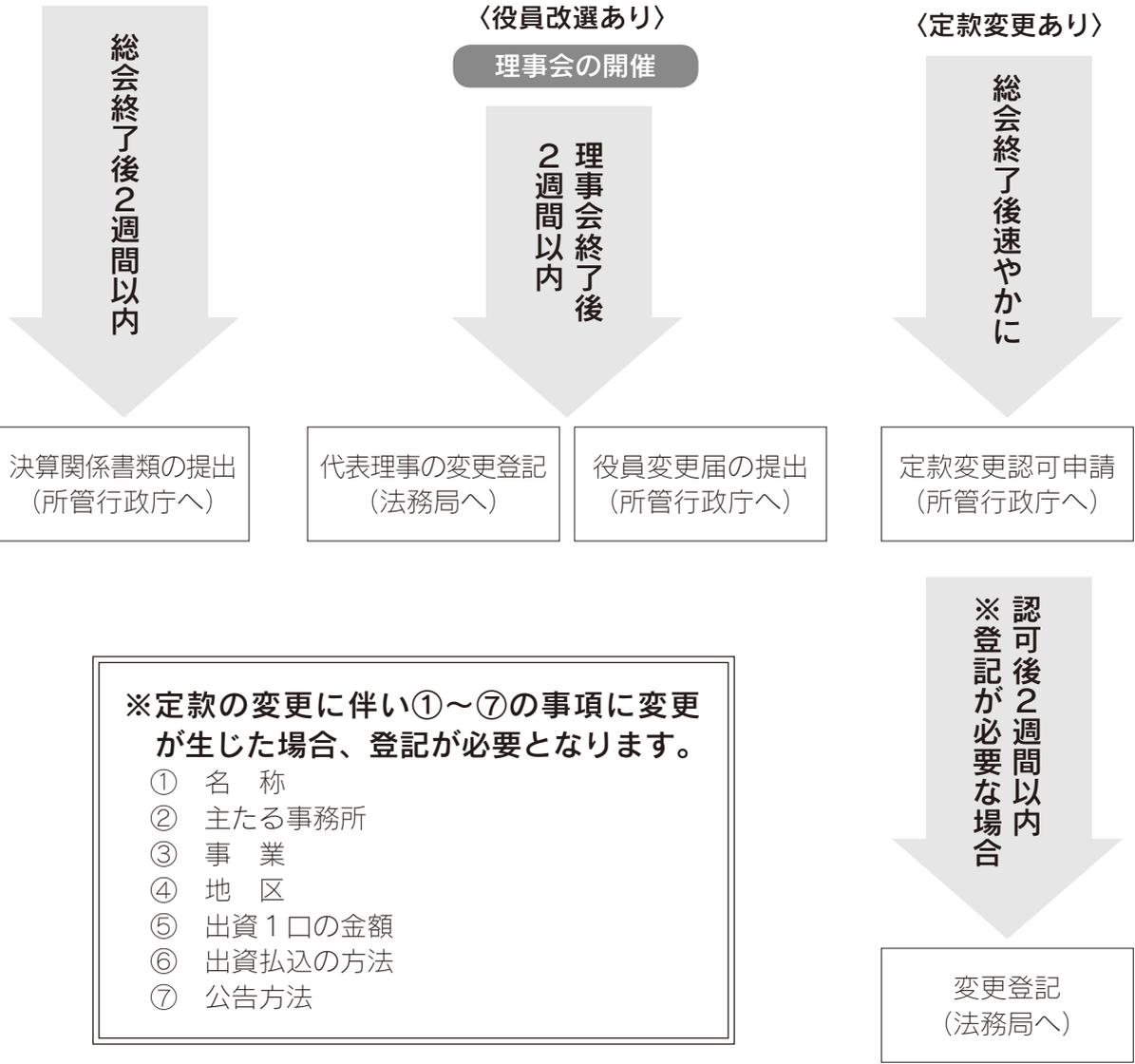


通常総会終了後の諸手続きのポイント

組合の通常総会終了後には、登記・届出等の諸手続きが法律により定められています。そのポイントについてまとめました。ご不明な点は本会までお気軽にお問合せ下さい。

通常総会の開催



★決算関係書類の提出

通常総会終了後、2週間以内に決算関係書類を所管行政庁に提出することが法で義務付けられています。

提出書類は、以下のとおりです。

- ① 事業報告書
- ② 財産目録
- ③ 貸借対照表
- ④ 損益計算書
- ⑤ 剰余金処分(又は損失処理)(案)
- ⑥ 総会議事録(謄本)
※監査報告書、事業計画書、収支予算書の提出は義務付けられておりませんが、併せて提出しておくことが望ましいです。

★役員変更届の提出

役員の変更、氏名、住所の変更などがあつた場合には、変更の日から2週間以内に、所管行政庁に役員変更届を提出しなければなりません。任期満了等で全ての役員が改選されたといった場合に限り、一部補充や代表理事等の役職

理事だけが交代した場合等も提出する必要があります。
提出書類は以下のとおりです。

- ① 変更の年月日及び変更の理由を記載した書面
- ② 変更した事項を記載した書面(新旧役員住所・氏名等)
- ③ 新役員選任の総会・理事会議事録(謄本)
※決算関係書類と同時に本届出を行う場合は、総会議事録の添付を省略できます。
- ④ 登記事項証明書
代表理事が変更となつた場合、添付が必要です。
※役員全員が再選され、住所等の変更もない場合は、役員変更届出の提出は不要です。

★代表理事の変更登記

代表理事就任後、2週間以内に変更登記を行つて下さい。この場合、同一人が再選されても登記法上は変更にあたるため、変更登記が必要です。代表理事は、理事会で代表理事に選任されますので、理事会で選任された後から2週間以内に登記申請して下さい。

※県内すべての法人の登記申請の取扱いは、前橋地方事務局となります。窓口申請に加え、郵送申請も可能です。なお、申請書には電話番号を必ず記載して下さい。

【郵送先】

〒371-8535

前橋市大手町2丁目3の1

前橋地方事務局法人登記部門

※封筒に「登記申請書在中」と

明記して下さい。

TEL 027-221-8106

★定款変更認可申請

総会で定款変更を議決(特別議決)した場合には、所管行政庁の認可を受けて初めて効力を発揮します。定款変更認可申請書に以下の書類を添えて、速やかに所管行政庁に申請します。定款変更認可申請書は袋とじにしたものを所管行政庁に2部提出します。

- ① 変更理由書
- ② 変更しようとする箇所を記載した書面(新旧条文対照表)
- ③ 定款変更を決議した議事録
- ④ 事業計画書・収支予算書

※事業変更をする場合は、①、③に加えて④の添付が必要。

なお、定款の変更に伴い登記事項に変更が生じた場合(P6参照)には、認可書到達後2週間以内に法務局にて変更登記を行つて下さい。定款変更については、法令と密接に関連する事項が多いので、事前(総会決議前)に本会までご相談下さい。

★税務申告と納税

原則、事業年度終了後、2カ月以内に、通常総会で承認を受けた決算に基づいて確定申告並びに納税を行います。

★組合員への周知

総会を欠席した組合員に対し総会決議事項等を知りたくて下さい。

★諸届出・登記書式

各種届出・登記書式は本会ホームページからダウンロードできますので、ご利用下さい。